

委員名あり	【開催日】平成27年8月11日（火） 【時間】19時00分～20時00分 【場所】岸和田市役所新館4階 第1委員会室	【傍聴人数】0名 【傍聴室】 岸和田市役所新館 4階第1委員会室		
公開				
【名称】平成27年度第3回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】				
○は出席、■は欠席				
中川	山本（宏）	相川	池内	山本（政）
○	○	○	○	○
《説明員》産業振興部：小山部長 産業政策課：池内課長、和田担当長、藤浪 《事務局》企画調整部：森口部長 行政改革課：春木課長、津田参事、大田主任				
【議題等】				
1. 産業会館の審査基準について				
【会議録概要】				
●審査委員過半数の出席により、委員会は成立				
——「産業会館」について—— (産業政策課が施設概要等説明)				
以下、質疑。				
委員：新しい仕様書、審査基準において、事業と自主事業の区別がよくわからない。事業に関して、申請書様式の事業実施計画の注意書きがわからない。「適切な自主事業」という項目があるが、それが申請書様式のどこに記載されてくるものなのか、わからない。稼働率が低い、その改善の取り組みがホームページの改善などだけで十分でしょうか。産業会館のホームページは市の公式ウェブだけで、商工会議所のホームページのどこにも産業会館について記載が無い。商工会議所自身の貸会議室の記載はある。受託している産業会館についての記載が無く、ホームページから予約もできない、これは致命的な話で、これならば市直営のほうがよいのではないかと。利用拡大に入るのか、審査基準案ア①に入るのか、一部の利用者に関して不当な利用制限とあるが、申込が出来るのが平日の9時から17時に現地まで行かないと申し込みもできない。また、稼働率の目標が低すぎるのではないかと。他の施設の稼働率はどれぐらいでしょうか。				
委員：申込受付の時間については、条例施行規則で制約がある。この規則を弾力的に運用できるのか、指定管理者に任せられるのか。				

委員：指定管理業務と商工会議所本来の業務との棲み分けがよくわからない。重複しているところがあるのではないのでしょうか。また利用拡大のところでは、ネット申込なども考えるべきではないのでしょうか。

説明員：稼働率については、他の施設の稼働率は把握していません。新しい施設は稼働率が高いことがある。しかし、例えば所管している労働会館の稼働率についても、産業会館よりは高いが、大きな差はありません。イ③については、指定管理者として行う自主事業という考えです。指定管理業務の内容は資料2に記載しております。イ④事業計画には、指定管理業務と自主事業を含めて審査していただきたいと考えています。指定管理業務と自主事業の棲み分けにつきましては、市内事業者の製品展示については商工会議所としては行っていませんが、市としては、市内で育った中小事業者の製品を産業会館に展示するなどして、積極的に市の物品などを出していく必要があるのではないかと考えています。これは市立産業会館ですので商工会議所会員以外も対象になります。商工会議所会員以外も対象としている点が、商工会議所の業務とは重複しない点と考えます。企業間の情報交換につきましても、商工会議所会員以外の利用者を含めた情報交換が行われることを期待しています。このようなことに全市的に取り組んでいただきたいところです。市内産業の育成につきましても、商工会議所は会員企業の育成という役割はありますが、市としては大局的に市内産業全体の底上げをしてきたいと考えています。また市民と事業者を繋ぐ役割も担っていただきたいと考えています。市民に対する税務・法務につきましても、商工会議所は、経営相談はしていますが、商工会議所は市民に対しては行っていません。これについては、産業会館として行っていただきたいと考えます。

委員：自主事業を記載する様式はない。様式については、整理をされたい。

説明員：事業計画書の様式については、「市が主催し」の箇所を修正変更いたします。

委員：市が指定して行ってもらう義務的事業というものがある。それについての計画書を提出してもらわなければならない。指定管理者が主体的に行う自主事業もあり、それについての計画書も出してもらわないといけない。市と商工会議所が連携して行うような事業についての計画書についても何かしら定めておいたほうがよいかもしれない。

委員：事務局に申し上げるが、岸和田市として、自主事業という言葉の使い方を統一していただきたい。

委員：自主事業としての予算書は必要かなと思う。自主事業による利用は、利用料は徴収するのか。

説明員：徴収します。

委員：仕様書案を読むと、貸館事業だけに近いものである。建て替えや譲渡が望ましいのではないかと思えるところもある。先ほど商工会議所会員以外にも対象に事業を行ってもらいたいということであったが、商工会議所自体が正会員と会費が要らない会員などと区分して、産業会館の利用者に会費が要らない会員になってもらうとか、工夫の余地はあるかなと思う。

委員：稼働率の低さに驚いた。平成 25 年度よりも平成 26 年度が利用率も利用料収入も減っている。耐震化工事で、平成 27 年 8 月・9 月は一部使用できない。利用拡大の制限となっていた規制は、来年度から撤廃するということと認識している。様式に利用拡大の取り組みを記載する欄はあるのか。

説明員：様式 2「サービス向上」の欄を想定しています。

委員：規制が無くなった点は候補者によく理解してもらってください。市の施設としての貸館部分は集会所・小会議室・大会議室・和室となっているが、喫茶室やラウンジは使用しているのか。

説明員：喫茶室には民間事業者に入ってもらっていたが、稼働率が低いということで現在は使用していません。

委員：指定管理業務には、これらの維持管理が含まれているのか。

説明員：はい。

委員：その費用負担は、市の負担ということか。

説明員：はい。ただし共有部分は、持ち分で費用負担しています。

委員：消費生活センターの光熱水費は産業会館として支払われているのですか。

説明員：はい。

委員：創業希望者、就職困難者に有効活用してもらうために目標量を定めるとあるが、仕様書に量の定めはありますか。

説明員：仕様書にはありませんが、協定の中で定めて行きたいと考えています。

委員：労働会館は、産業会館に比べて自動車駐車場がとても少ない。にも関わらず施設の稼働率は、労働会館の方が高い。

説明員：率で表すとそうかもしれませんが、ただ、労働会館は労働組合の利用が多く、また地域の公民館のような目的外利用としての地域の方の利用もあります。

委員：利用率の低さは、駐車可能台数の問題だけではないので、もっと工夫してもらいたい。

委員：利用申請可能時間だが、条例施行規則と実態に差がある。規則には土曜日は可とあるが実際は受付しているのか。土曜日・日曜日でも受付してはどうか。

説明員：規則で土曜日は可となっているが、実際は受付していません。

委員：受付は、申請書を提出しなければならないとなっている。労務管理の問題などがあるのであれば、インターネット受付なども検討してはいかがでしょうか。

説明員：電話で仮予約を受け付けています。

委員：正式な申請は、申請書を提出しなければならないのですか。

説明員：そうです。

委員：電話で仮予約というのは、ホームページには掲載されていませんが。繰り返し使用される方は登録しておいて、電話で仮予約できるなどしてはどうか。

説明員：確実ではないですが、公民館の例では電話での空き状況の案内はしていますが、正式な予約は、来館しての申込に限られます。インターネット上での予約はしていません。

委員：整理していただきたいのは、審査基準と対応した様式や提出資料に含まれるように指定管理者候補者を書いていただけるような仕様書であるべきではないでしょうか。特に市が指定する事業というのが新しく出てきた。これについて記載していただく様式がほしい。また自主事業について記載していただけるようにもしなければならない。ただし自主事業については、別会計にしなければならない。商工会議所と市と費用負担をして行う事業があれば、それについても審査の対象となってくるだろう。これら指定管理業務、自主事業、合同の事業の書式を整理していただきたい。それから光熱水費が大きいですが、今の市の指定事業が出てきた場合、この指定管理料で賄えるのだろうか。もう一度費用積算は精査したほうがいいのではないだろうか。

委員：仕様書案と審査基準にある「利用者」の定義が、これまでとこれからで変わってくるわけですね。仕様書案には、「利用者等」とすべきではないでしょうか。

委員：将来的には、審査基準の「審査資料」欄をもう少し詳細にしてはどうか。例えば団体の適格性の審査に定款を対応させるなどである。

委員：所管課においては、今日の意見を踏まえた申請様式の整備と仕様書に対応した資料が提出されるように点検してください。本日の修正箇所は、念のため各委員に議事録とともに送付してください。産業会館については以上です。

委員：それでは次に次第の2番 その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

委員：プレゼン審査の審査委員会について、非公開とするかどうかの確認です。ご意見ございますでしょうか。（特に発声無し）

委員：では、プレゼン審査も非公開とします。

委員：閉会する前に、2点述べます。1点目は、自主事業という言葉が、部局によって混乱しているように見受けられるので、整理してください。2点目は、前回の心技館に関する審査において議論があった件についてです。指定管理者受任団体というのは、事実上、市役所の一部機構として市長の指揮命令下に入る。つまり、準公共機関になってしまう。そうすると、「これ以上の指導はできかねます」というような発言には繋がらない。場合によっては、業務停止命令を出すこともできる。指定管理者は、市長の部下です。一般の事務事業委託や工事請負とは全く違う性格です。指定管理者の過失により利用者に損害を与えた場合の損害賠償請求は、市長に直接行うことができる。そのような厳しい関係にあるということは指定管理者にも徹底して理解してもらってください。担当部局にも、単なる業務委託と同等に考えることは危険であるとお伝えください。そのあたりの認識が委員と所管課で異なっていると感じました。

事務局：自主事業については、本市の指針において「自主事業とは、指定管理者が自ら企画した業務で、指定管理業務ではない業務をいいます。指定管理者は、指定管理業務の実

施を妨げない範囲において、独立採算に基づいて、自主事業を行うことができます。」
と示しています。施設所管課には、今一度この指針に基づいた、適正な対応することを周知してまいります。

委員：以上で、委員会は終了します。